○標準抽出方法

（平成十三年三月二十二日　農林水産省告示第四百四十三号）

最終改正　令和三年七月二十日　農林水産省告示第千二百十九号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める標準抽出方法を次のように定め、平成十三年四月一日から施行する。

第一　国内産農産物の品位等検査に係る標準抽出方法

一　包装されている国内産農産物の標準抽出方法

(一)　包装されている国内産農産物（フレキシブルコンテナバッグ（農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）第一の二の(三)のロの(ホ)に規定するフレキシブルコンテナバッグをいう。以下同じ。）に包装されているものを除く。）の標準抽出方法は、(1)のとおりとする。ただし、当該農産物を調製し、又は貯蔵する施設において、調製され、又は貯蔵された状態から直接包装されたものについては、(2)のとおりとすることができる。

(1)　検査荷口（農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位が同一と認められる農産物の集まりであって、検査の対象となるものをいう。第一及び第二において同じ。）から次のア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の抽出個数の欄に掲げる数量の個体（包装されている形態の一単位をいう。以下同じ。）を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体から当該農産物を抽出したものを試料とすることとする。ただし、品位等検査の結果、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）に適合しない個体の数がア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分ごとの合格判定個数の欄に掲げる数量を超えた場合においては、当該検査荷口の全個体から試料を抽出する。

ア　品位等検査に係る種類及び銘柄並びに品位についての検査を行う場合

農産物の種類	検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
でん粉	二～五〇個	二個	〇個
	五一～一〇〇	三	〇
	一〇一～二〇〇	五	〇
	二〇一～五〇〇	八	〇
	五〇一～一、〇〇〇	一三	一
	一、〇〇一～三、〇〇〇	二〇	一
	三、〇〇一～一〇、〇〇〇	三二	一
	一〇、〇〇一～三五、〇〇〇	五〇	二

	三五、〇〇一以上	八〇	三
でん粉以外の農産物	二―一五個 一六―二五 二六―五〇 五一―一〇〇 一〇一―二〇〇 二〇一―一〇〇〇 一〇〇〇―一五〇〇 一五〇〇―二〇〇〇 二〇〇〇―三五〇〇 三五〇〇―一〇〇〇一以上	全個 一―一八 一八―一五 二〇―二〇 二〇―三二 三二―五〇 五〇―八〇 八〇―一二五<一二五	〇個 〇―一〇 〇―一〇 〇―一〇 一〇―二〇 二〇―三〇 三〇―五〇<五〇

イ　品位等検査に係る量目並びに荷造り及び包装についての検査を行う場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
二―五〇個	二個	〇個
五―一〇〇	三	〇
一〇〇―二〇〇	五	〇
二〇〇―五〇〇	八	〇
五〇〇―一〇〇〇	一三	一
一〇〇〇―一五〇〇	二〇	一
一五〇〇―二〇〇〇	五	一
二〇〇〇―三〇〇〇	八〇	二
三〇〇〇―五〇〇〇	三二	三
五〇〇〇―一〇〇〇	五〇	五
一〇〇〇―一五〇〇	二〇	一〇
一五〇〇―二〇〇〇	一三	一〇
二〇〇〇―三〇〇〇	二〇	一〇
三〇〇〇―五〇〇〇	三二	三
五〇〇〇―一〇〇〇一以上	八〇	一八

(2)　包装されていない状態のものを検査荷口とし、当該検査荷口の重量の一万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出したものをもみにあっては千五百グラムに、もみ以外の農産物にあっては二百グラムにして試料とすることとする。

(二)　フレキシブルコンテナバッグに包装されている国内産農産物の標準抽出方法は、検査荷口から当該検査荷口の重量の一万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出したものを二百グラムにして試料とすることとする。

(三)　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号。以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する業務規程に定めた基準に基づき、試料が特に均一であると認められると判断した検査荷口については、㈠及び㈡の規定にかかわらず、当該業務規程に定めた方法により、試料を採取す

ることができる。

二　包装されていない国内産農産物の標準抽出方法

(一)　包装されていない国内産農産物の標準抽出方法は、検査荷口から当該検査荷口の重量の一万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出したものをもみにあっては千五百グラムに、もみ以外の農産物にあっては二百グラムにして試料とすることとする。

(二)　法第二十一条第一項に規定する業務規程に定めた基準に基づき、試料が特に均一であると認められると判断した検査荷口については、(一)の規定にかかわらず、当該業務規程に定めた方法により、試料を採取することができる。

第二　外国産農産物の品位等検査に係る標準抽出方法

一　包装されている外国産農産物の標準抽出方法

包装されている外国産農産物の標準抽出方法は、検査荷口から全個体の十分の一以上の個体を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体から当該農産物を抽出したものを四キログラムにして試料とすることとする。

二　包装されていない外国産農産物の標準抽出方法

包装されていない外国産農産物の標準抽出方法は、検査荷口から当該検査荷口の重量の二十五万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出したものを四キログラムにして試料とすることとする。

第三　成分検査に係る標準抽出方法

一　包装されている国内産農産物の標準抽出方法

(一)　包装されている国内産農産物（フレキシブルコンテナバッグに包装されているものを除く。）の標準抽出方法は、(1)のとおりとする。ただし、当該農産物を調製し、又は貯蔵する施設において、調製され、又は貯蔵された状態から直接包装されたものについては、(2)のとおりとすることができる。

(1)　検査荷口（農産物の種類が同一と認められる農産物の集まりであって、検査の対象となるものをいう。第三において同じ。）から次の表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の抽出個数の欄に掲げる数量の個体を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体から当該農産物を抽出し、一キログラムにして試料とすることとする。

(2)　包装されていない状態のものを検査荷口とし、当該検査荷口の重量の一万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出したものを一キログラムにして試料とすることとする。

(二)　フレキシブルコンテナバッグに包装されている国内産農産物の標準抽出方法は、検査荷口から当該検査荷口の重量の一万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出したものを一キログラムにして試料とすることとする。

検査荷口の大きさ	抽出個数
二一―一五個	全個
一六―二五	一三

	二六―五一	五〇―一〇〇	一五―一八
	一〇一―二〇一	二〇〇―二〇〇	二〇〇―三二
	一、〇〇一―三、〇〇一	一、〇〇〇―三、〇〇〇	五〇―八〇
	三、〇〇一―一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇―三五、〇〇〇	一二五―二〇〇
	一〇、〇〇一―三五、〇〇一以上	三五、〇〇〇―一〇〇、〇〇〇以上	二〇〇―三〇〇

二　包装されていない国内産農産物の標準抽出方法

包装されていない国内産農産物の標準抽出方法は、検査荷口から当該検査荷口の重量の一万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出したものを一キログラムにして試料とすることとする。

三　包装されている外国産農産物の標準抽出方法

包装されている外国産農産物の標準抽出方法は、検査荷口から全個体の十分の一以上の個体を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体から当該農産物を抽出したものを一キログラムにして試料とすることとする。

四　包装されていない外国産農産物の標準抽出方法

包装されていない外国産農産物の標準抽出方法は、検査荷口から当該検査荷口の重量の二十五万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出したものを一キログラムにして試料とすることとする。